

議事日程（第4日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第3 議案第8号 北方町庁舎建設基金条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第4 議案第9号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第5 議案第10号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第6 議案第11号 北方町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第7 議案第12号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定について（総務教育常任委員長報告）
- 第8 議案第13号 北方町道路線の認定について（厚生都市常任委員長報告）
- 第9 議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第10 議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第11 議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについて（各常任委員長報告）
- 第12 議案第17号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第13 議案第18号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第14 議案第19号 平成26年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）
- 第15 議案第20号 平成26年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて（厚生都市常任委員長報告）

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで

（追加日程）

- 第1 議案第21号 工事請負契約の変更について（町長提出）
-

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

---

欠席議員 (なし)

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄		

---

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（立川良一君） おはようございます。

大変足元のお悪い中を、町立幼稚園の卒園式に御出席をいただきまして、ありがとうございます。あの35名の卒園生が健やかに育っていくことを願わずにはおられません。

15日間という大変長丁場になりました。予算議会もきょうが最終日になります。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は10名で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第2回北方町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において5番 安藤浩孝君及び6番 伊藤経雄君を指名します。

---

#### 日程第2 議案第7号から日程第8 議案第13号まで

○議長（立川良一君） 日程第2、議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてから日程第8、議案第13号 北方町道路線の認定についてまでの7議案を一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） おはようございます。

総務教育常任委員会に付託されました案件につきまして、去る3月18日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第8号 北方町庁舎建設基金条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第9号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第12号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条

例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは、議長の命によりまして、私ども厚生都市常任委員会に付託されました案件について、去る3月17日に委員会を開催し、審査をいたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

議案第10号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第11号 北方町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定についてであります。

具体的にどの場所の計画を作成するのかと質疑があり、今回の条例は、手続を定めるものであり、場所は実際の作成時に地区計画条例として協議願いたい旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論はなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第13号 北方町道路線の認定についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第7号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第7号に対する委員長の報告は可決であります。議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第8号 北方町庁舎建設基金条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決をします。

議案第8号に対する委員長の報告は可決であります。議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第9号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第9号に対する委員長の報告は可決であります。議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第10号 北方町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

井野君。

○9番（井野勝已君） この条例は、道路占用料徴収条例、今はまだ消費税が1.05から1.08に改められ引き上げになるわけですが、こういった形の中でどういう質疑をされたか、お聞きをしたいと思います。

○議長（立川良一君） 伊藤委員長。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） この件に関しまして、この4月から5%が8%になるということで、消費税にかかわることで、今までどおり、それだけの質疑があったように記憶しておりますけれども、それでは答えになりませんか。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝已君） 消費税が上がるということでもありますけれども、それに対して委員会は全員賛成でしたか。

○議長（立川良一君） 伊藤委員長。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） 委員会では、この件に関しては全会一致ということになります。

○9番（井野勝已君） わかりました。

○議長（立川良一君） ほかにありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） それでは、これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を省略します。

これから採決します。

議案第10号に対する委員長の報告は可決であります。議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第11号 北方町地区計画等の案の作成手続に関する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第11号に対する委員長の報告は可決であります。議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第12号 北方町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例制定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第12号に対する委員長の報告は可決であります。議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第13号 北方町道路線の認定についての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第13号に対する委員長の報告は可決であります。議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第14号及び日程第10 議案第15号

○議長（立川良一君） 日程第9、議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについて及び日程第10、議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについての2議案を一括議題とします。

付託しました案件について、所管委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） それでは、私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての関係部分についてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての関係部分であります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについてであります。

質疑、討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第14号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第8号）を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声があります。質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第14号に対する委員長の報告は可決であります。議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第15号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）を定めるについての

委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論を省略します。

これから採決します。

議案第15号に対する委員長の報告は可決であります。議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### 日程第11 議案第16号

○議長（立川良一君） 日程第11、議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題といたします。

本件についての各常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

最初に、総務教育常任委員長の登壇を求めます。

井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） それでは御報告を申し上げます。

私ども総務教育常任委員会に付託されました議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについての関係部分についてであります。

最初に、歳入に関した財政調整基金等、基金からの繰り入れと町債との資金計画上のバランスについて質疑があり、新庁舎建設のための町債については75%まで資金調達できるものの、庁舎建設基金の繰り入れにより金額を抑制していること、歳入の見通し状況により変更はあるものの、継続費の計画上、平成27年度は限度額まで起債する見込みである旨の答弁がありました。

続いて歳出についてであります。文書広報費及び企画費に関して、自治会への各種補助、交付金事業に関し、事業の見直しと額の精査について質疑があり、現状に関する報告と各自治会で既に来年度、事業費として予算措置済みであることが予測をされるため、次年度以降、行革の中でもう一度制度の見直しを実施する旨の答弁がございました。

次に商工費に関しては、ふれあいまつり補助金の増額に関する質疑がありました。会場を変更したため、設備設置にこれまで以上に経費を要すること、また設備工事の請負事業者が変更になることが見込まれることから、経費増となっている旨の答弁がありました。

次に教育費であります。総合体育館及び給食調理場の臨時職員賃金や給食配送委託料の増額、生涯学習センターの冷暖房等保守点検料、各施設のテレビ受信料、学校に導入したパソコンの賃貸借料、みこしの文化財指定の基準についての質疑がありました。

総合体育館では、職員の異動に伴う配置がえ等の措置に関連した増額、給食調理場については、本年度、途中で退職した障害者臨時職員の業務を行うため、臨時職員の労働時間の増加で対応す

るための増額であります。

また、給食配送車について、諸事情により、次年度、委託先が変更になることを見越した上で、適正な増額分をそれぞれ見込んだこと、生涯学習センターは、自動ドアの保守点検や電気料金監視のためのシステムを導入したことにより、平成25年度から費用の増額となっていること、テレビ受信料については、施設ごとに保有台数や契約状況が異なることにより、金額に差異が生じること、パソコンの賃貸借料の増額は、本年度途中でリースがえにより整備した機器類の増額分が反映されてきていること、みこしの文化財指定基準については、制作された年代や保存状態等によって、総合的に指定の可否について考慮している旨の答弁がございました。

以上で質疑を終わり、討論を行い、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 次に、厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについてであります。

最初に、社会保障税番号制度導入について、国民の監視やプライバシーの漏えいにつながるのではないかと質疑があり、今回の予算は、国民一人一人に番号を付番し通知するためであるが、その後、年金や福祉、医療費のいろいろな分野で個人番号が利用されていく中で、個人情報保護については十分な配慮が必要である旨の答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援新制度について質疑があり、現在、保護者のニーズ調査を行い、集計結果が出た段階ですので、今月末には第2回の子ども・子育て会議を開き、北方町に必要な施策、独自の計画を今後作成していく旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、消費税、マイナンバー、ごみ袋の件に関して反対討論がありました。賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で各常任委員長の報告を終わります。

議案第16号 平成26年度北方町一般会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

日比君。

○10番（日比玲子君） 67ページの中で、町単独でやる標準学力調査業務委託料というのがありますが、これについては何の話もなかったんですか。

○議長（立川良一君） 井野君。

○総務教育常任委員長（井野勝己君） 今の日比君の問いに対しては、何も質疑、討論ございません。

○議長（立川良一君） ほかにありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） それでは、質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案第16号の平成26年度北方町一般会計予算書に反対討論をしたいと思います。

まず初めに、町長の提案説明の要旨の中にもありますが、安倍首相が3本の矢、金融緩和とか積極財政、成長戦略という3本の矢というのを立てたわけですが、これを図ってデフレ脱却をすると書かれています。本当にデフレを脱却できるのかどうか、大変疑問に思います。260兆円を超す内部留保が、株主とか、そういう人たちに多く回されています。そして、労働者の男性3人に1人、女性は2人に1人が派遣労働と言われています。労働者の賃上げなどしていけば、必ず景気もよくなっていくのだろうと私は思うのですが、今は大企業などが若干ベースアップをしていますが、追いつかないのではないかと思います。

本当に安倍カラーが最も強く出された予算であります。なぜこんな国のことを言うかといいますと、今年度予算は、少なからず影響を受けている町予算だからであります。まず、町の予算として消費税を5%から7%に引き上げるからです。8兆円とも言われる史上空前の大増税を国民に押しつけ、暮らしと経済に深刻な事態を起こすのではないかと私は考えます。

2番目に、税と社会保障の給付削減を初め、教育や農業、地方財政など暮らしの予算を削減していることです。

3番目に、大企業の減税を初め、国土強靱化を看板にした大型公共事業のばらまき、成長戦略のための予算であり、大盤振る舞いをしています。ここに予算には直接的には関係ないんですが、戦争する国づくりを目指しているということでもあります。

そして、歳入のほうでは、利子制度は私たちのわずかな預貯金から金利を20%、国税と地方税を取っていますが、配当割譲渡益というのは、原則20%取らないといけないのに、ずうっと10%でやってきています。

そして、歳出に関しては、平和に関する予算と、また乳幼児医療の通院分が中学校卒業まで決まりました。これは大変評価をするものであります。

そして、歳出の消費税絡みで、町の予算では約800万円余分に消費税が要するということがあります。なぜ消費税に反対しているのかということですが、それは非常に逆進性が強いものだからであります。消費税は、今日までゼロ%から3%、そして5%、8%、さらに来年の10月には10%ということになっていますが、今まで228兆円私たちが払ってきて、そのうちの209兆円は法人税の減税などに充てられていると言われています。国民から消費税を取って、大企業などの法人税を引き下げる話がなされて、今も行われています。やっぱり応能負担をきちんとして税金を払うべきであります。優遇税制とか政党助成金、軍事費の年間約5兆円など、こういうものをきちんとすれば、消費税の増税は必要ないのではないかと考えています。

それから、先ほど出ましたが、社会保障と税番号対応システムの委託という問題であります、

これはマイナンバーと呼んでいますが、マイナンバーということで全額国庫補助になって、町にもお金は来ています。そして、それも出すことになっていますが、税と社会保障の一体改革で個人情報を一括管理し、徴税の強化、給付の抑制を狙うとともに、権力による国民の監視やプライバシーの漏えいなど、大変私は危惧されるのではないかと思います。

これによって、国民一人一人が丸裸にされてしまいます。大変危険なものと言わなければなりません。そして、子ども・子育て支援事業の計画業務委託料ですが、大都会などでは保育園が少ないということになっていますが、たくさんの子供たちが認可保育所に入ろうとしても、なかなか施設がないということで、これを緩和するということではありますが、今の保育所を緩和して、児童福祉法の第24条第1項では、市町村で保育所の実施責任がありますが、24条第2項では、保護者ではなく、施設か直接契約する認定こども園、小規模家庭内保育、あるいは事業所内保育、あるいは居宅訪問型保育があると言われていています。町では、保護者のニーズ調査をして、そしてまたこの3月末に会議を開くということではありますが、保育の質とか、あるいは保育料のことなどを考えたら、やっぱり私は国がやるからではなくて、町として子育てをきちんと町立でやるべきではないかと思っています。

そして、商工会の会員数ですが、25年10月で399人会員があるそうではありますが、二十数年前、たしか500ぐらいの会員だったと記憶をしていますが、その当時に比べて100人も減っているわけですが、私の身近でも大変ことしは少なくなりました。北方町の町筋の商店街も、くしの歯が抜けたように店を閉じていらっしゃいます。病気であるとか、高齢者とか、人が来ないとか、後継者がいないなどの理由だと思いますが、特に最近閉店が顕著になってきました。予算では、貸付金など2,200万円はないということで減っているわけですが、管理費用や改善普及事業の補助金など、人件費や建物の管理費用まで町が出しているわけですが、北方町の商店街を本当にこれからどうしていくのが問われるとても大事なことはないかと思っています。

そして、補助金要項の問題ですが、昭和のころの補助金もありますので、大分情勢も変わったり、財政も変わってきているわけですので、見直しできるものは1回見直すべきではないかと思っています。

それから、生ごみの有料化の問題については、一般廃棄物は町の責任であります。そして、週2回、50円の袋に入れて出しますと5,000円の負担になります。消費税増税で多くのものが値上げになりますと、暮らしに深刻な問題を投げかけていく予算と言わなければならないと思います。

次は教育の問題ですが、憲法13条では教育を受ける権利、また26条では教育を受けさせる義務が親にあるわけですが、その下に教育基本法や、あるいは学校教育法などがつくられて、教育の目的や方針、教育の機会均等などがうたわれているわけです。教育とは、児童・生徒の一人一人の状況やニーズに応じた学習を通して、成長や発達を促すものだと私は思っています。北方町の教育を見る限りにおいては、大変競争主義を徹底し、学力一辺倒に追いやっているのではないかということで、大変私は危惧をいたしております。

例えば、学年によって違いますが、これは小学校にかけて聞いた話ではありますが、各單元ごと

の実力テスト、期末、中間、さらに英語ですけれども、リーディングテスト、県の学力調査、全国の国語、算数、数学など、これは悉皆調査でやっているわけですが、これだけテストがあるわけです。そうすると、できる子やできない子の格差がますます広がってしまうのではないかと考えています。新たに学習指導員補助員を4名つけるという予算になっているわけですが、生徒によっては、円鏡寺の火事、そして観光案内所で盗みをしようとして、窓ガラスを割ってパトカーのお世話になる。そしてまた最近ですが、県教委が発表しましたネットいじめの問題や不登校対策、ネグレクトの問題を抱える子供たちもたくさんいるわけでありますが、そういう児童・生徒に光を当てた教育になるように私は望みたいと思います。

北方町の児童や生徒などの給食費も県内では安いほうでしたが、消費税が上がると、それに合わせたように値上げするのには反対であります。

以上が、私の一般会計の反対討論であります。

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 鈴木浩之君。

○4番（鈴木浩之君） 議事進行に関して議長にお尋ねをしたいと思いますが、発言のお許しをいただけますでしょうか。

○議長（立川良一君） 許可します。

〔「休憩」の声あり〕

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前11時12分

---

再開 午前11時14分

○議長（立川良一君） 再開します。

鈴木議員。

○4番（鈴木浩之君） ありがとうございます。

議題になっている事件に対して、反対の場合は討論で理由を明確にすべきではありますが、条件つき討論はあり得ないので修正案を提出すべきものであると、昨年、平成25年7月22日の議会改革推進委員会において全議員が確認をしております。

ただいま日比議員から反対討論がなされましたが、修正案はいつ議長に提出をされたのか、お尋ねをいたします。

○議長（立川良一君） 提出されていません。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前11時15分

---

再開 午前11時16分

○議長（立川良一君） 再開します。

今、反対討論がありましたので、賛成討論のある方はしていただいて、なければ終結をします。  
戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 私は、提案されました議案第16号、平成26年度北方町一般会計当初予算について、原案に賛成の立場から討論をいたします。

さて、消費増税やT P P、規制緩和など、新自由主義路線へとかじを切ったアベノミクスであります。株価と為替に限っていえば文句なしに成功と言えます。長年の懸案でありました円高が是正され、株価は政権交代前に比べてほぼ倍近くにもなり、日本企業の財務諸表は著しく改善されたわけであります。このまま円高、株高が安定的な水準で持続することを願うところであり、あとは設備投資と賃上げに期待するところでありますが、2014年の設備投資は増勢を強めるものの、日本経済のけん引役としては力不足と分析をされております。

また、ことしの春闘情勢は、大企業に限っていえば、多くの企業で月例賃金、年間一時金ともに、おおむね前年対比増の回答がなされておりますが、中小企業までには至っておりませんし、非正規雇用の賃金上昇もいまだ見えてこないのが現実でもあります。

そして、今日の日本経済は、物価上昇と消費税率の引き上げで派遣の実質所得が減少するという試練に直面しているところでもあり、アベノミクス第3の矢である民間投資を喚起する成長戦略が今後さらなる進化を遂げ、素早く、着実に実行されることが極めて重要であります。賃金が本格的に上昇するためには、持続的な経済成長への革新と企業業績の持続的な改善がなされることとあります。

また、再燃する米国の債務問題、分解に向かうユーロ、シャドーバンキングで壊滅の危機にある中国、ウクライナ情勢は、ロシアと米国の対立が深刻化しており、世界情勢や経済は混沌としており、予断を許さない状況であります。

このような社会経済情勢の中、平成26年度の当初予算が示されたのでありますが、主要財源の町税では、個人町民税で前年対比1.23%、1,050万円増、法人町民税では、前年度対比9.98%、1,050万円の増収が見込まれ、町民税全体では2.19%、2,100万円の増額とされております。これは、企業収益の増益を期待した予測であるとされております。

固定資産税では、地価の下落で土地の固定資産税を減収と予測するも、家屋や店舗の新築を見込み、固定資産税全体で348万円の減収は前年並みとされておられます。

軽自動車税、たばこ税を合わせた町民税全体では0.62%、1,349万5,000円の増とし、21億8,507万円を見込まれておられます。

基金からの繰入金金は5億800万円、1,593%の大幅な増額が見られますが、そのうち庁舎建設基金の2億8,000万円の繰り入れは、25年度会計で捻出されたことは評価するところとあります。

町債が前年度比86.36%、3億6,270万円増の7億8,270万円、大幅に増額をされておりますが、うち3億2,000万円は庁舎建設の総務債であり、河川公園の整備に要する土木債が1億3,270万円は、2カ年にわたる新庁舎建設予定資金15億円のうち、現年分6億円の支出が計上されているこ

と新たな公園整備としての財政措置であり、その財源不足を補う財政調整基金から1億7,800万円の繰り入れは、当庁の財政上を鑑みるとやむを得ない措置であり、その運用は最小限に抑えられた額と推測をします。

また、町債のうち3億3,000万円は臨時財政対策債でありますから、実質4億5,270万円が新たな町の債務と理解することができます。

本庁の都市再生事業、市街地再開発事業の集大成とも言える大型事業完遂のための錢貨であると理解をいたします。

歳入を前年度対比20.81%、10億7,800万円の増額を見込み、過去最大の62億5,800万円が計上されておりますが、将来展望を見据えた中で堅実路線を貫き、財政力を肯定させた今日なせる財源確保と理解するところであります。

しかし、期末債務残高は過去最大の64億5,700万円となり、さらには、翌年度にも庁舎建設に係る諸費用等を含めて10億円以上調達しなければなりません。

昨今の建築資材や労務賃金の高騰から、公共工事の設計単価も改正されます。したがって、新庁舎の建築費が二、三割増大することは免れないことであります。

翌27年度においても、庁舎の建築費は同様に財政調整基金からの繰り入れと建設債で賄うことになり、当庁の債務残高は臨時財政対策債を含め70億円を優に超えることも予測され、先々の公債費負担の増大は経常経費を押し上げ、財政が硬直することが予測されます。

行政も我々議会も、この認識を共有することで一層の行財政改革の断行を余儀なくされることから、慎重な財政運営を肝に銘じ、健全性維持に努めていかなければならないと思うところであります。

歳出予算について数点意見を述べさせていただきます。

近代的な都市としての形態が整った当町の今後目指すべきところは都市の質であるとし、都市の中の自然、都市の中の歴史、都市の中の文化の3つの要素を生成進化することが都市戦略であるとし、人間都市・公園都市と銘打った基本的概念は、このまちで暮らす人々が家族で人生を送るにふさわしいまちを目指すとした町長の言の葉は心に響く文言と感心するところであります。

その施策実行に要する歳出は、町民の安全保障に防災拠点として新庁舎の建設費、防災公園のための予算措置、緑の回廊計画は、水と緑、自然と共生のまち、景観を整えた人間性改革のまち、あすへの英気を養うまちを目指すとした公園都市構想は、都市再生整備事業を確実に完成させるための歳出予算として、芝原東公園、河川平和公園の整備事業費が計上され、潤い、安らぎと弱者に優しい道路整備は、町道3号線のバリアフリー化継続事業、経済活動や町民の日常生活に大きな役割を果たす町道4号線の改良事業、高屋西部区画整理地内整備等が予算計上されております。

また、交通安全対策や各教育施設の改修工事費等、新旧あわせた投資的事業に要する建設事業費9億1,540万円の歳出予算は、町長がイメージするまちづくりの信念が込められた町民の活力を生み出す施策として共感するところであります。

福祉関係予算では、子育て世代の支援策として、中学生まで医療費の無料化が拡大されます。議会からの強い要請から、やむなく予算計上されたものであります。町長の意図する福祉理念とは隔たりがあり、提案説明では一切触れておられない町長的心情には察するところもありますが、ランドセル支給事業、第3子への助成事業は、保育料金の据え置きなどとともに、子育て世代の負担軽減として有効な手段として評価するところであります。

また、南子ども館の運営を当町では初の試みである民間委託としたことは、住民ニーズへの迅速、柔軟な対応と効率的なサービスの提供につながると成果を期待し、支持するところであります。当町の子育て環境がより充実度を増したことは、他市町に見劣りすることのない格段に誇れる施策と支持をいたします。

環境関係の施策では、ごみの有料化に伴う予算措置がなされております。西濃環境組合加入自治体の中で、当町のごみ排出量は常に最上位であります。指定ごみ袋導入による有料化は、当町のごみ削減やリサイクル率の向上につながる施策として期待するところであります。

また、環境保全対策として、環境調査や美化運動の実施、太陽光発電システム設置補助事業の継続は、まちづくりの理念を追従する施策として評価をするところであります。

教育関係予算では、本町の子供たちの基本的な学力向上及び定着を最重要課題とした幼保小連携の協議会の設置に関する予算計上は、小・中の連携では、小学校高学年の教科担任制の導入や教員の校種を超えた授業が行える体制整備、新たに非常勤講師の拡充で、少人数指導での教科指導の実現等の取り組み施策は、学力向上を目指す上できめ細かな学習指導ができる施策として理解をいたします。

また、教育のまちを掲げる施策の柱として、従来から実施されております能力開花推進事業、心の教育推進事業は、各学校の実施や特色に応じての裁量幅を広げ個性化を図ることは、将来を担う子供たちの育成、教育の推進には独自性が保たれた施策と理解をしております。

教育環境整備では、スクールガードリーダー、登下校安全指導員、見守りボランティアに要する経費は、児童・生徒の安心・安全な学習環境のための予算措置であり、繰り越しされました中学校のエアコン設置費用に続き、小学校にもエアコンを設置することから、設計委託料も計上されております。

児童・生徒が快適に能率的に学習する上で望まれていた整備として理解するところであり、教育関連予算には、当町の未来を担う子供たちが健康で心豊かに育つ環境整備と心身ともに学力の向上育成に各段の配慮がなされたものと理解をいたします。

以上、歳入歳出予算案について、かいつまんで意見を述べさせていただきましたが、行政は、このまちで暮らす人々の幸せや地域の豊かさを向上させることであります。

26年度の予算には、町長が推進する都市戦略の集大成として、大なたを振るわれた予算であります。住民生活をケアし、ほかの予算もバランスよく配分された予算であります。今後においても、多種多様な町民の要望を考慮しながら、事業の選択と限りある財源を効率的に配分し、サービスを後退させることなく、今後の財政運営には慎重に御努力をなされますことをお願いいた

しまして、提案されました議案第16号、平成26年度一般会計予算には賛成をいたしたいと思いません。

そして、日比議員に一言申し上げておきたいと思えます。

先ほど日比議員は、原案について、幾つかの施策に対して承服せずと反対の意思表示をされました。反対とするそれぞれの施策に対しては、今日まで修正を求める提案がされず、議論を経ておりません。にもかかわらず、歳入歳出予算を全て反対とする発言は、道理にかなっておりません。まさに不条理な発言、行動としか言いようがないわけであります。

提案されております本予算は、本町の1年を賄う生活費として、慎重な審議のもと今日に至っているところであります。そのほとんどが国や県の施策、事業を代行するための歳入と歳出であります。それは、かかる人件費であり、本町の道路や施設の維持管理に要する諸経費であります。これらの諸経費全てを一緒くたとし、認めないという理由は到底見当たらないわけであります。

議会の手順を踏まえた上で、道理にかなった意見で反対されることを、この際、進言しておきたいと思えます。

委員各位におかれましては、よろしく御賢察の上、御賛同賜りますことをお願いいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終結します。

これから採決をします。

議案第16号に対する委員長の報告は可決であります。議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決をされました。

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 緊急動議。

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午後1時50分

○議長（立川良一君） それでは、休憩前に引き続きまして再開をいたします。

ただいま井野勝巳君から、副議長の不信任決議することの動議が提出されました。

提出者のほかに1名以上の賛成者が必要であります。

よって、これよりその確認をいたします。

本動議を議題とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立川良一君） この動議は、賛成者がおりますので成立をしました。

所定の賛成者がありますので動議を議題としますが、まずその内容について説明を願います。  
井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） 先ほど副議長の道義的な責任ということで動議を出しました。

というのは、この一般会計等においては、過去に、議会改革委員会において修正案をもって出すべきと、そういった議論をして協議をしております。ここにおいて、途中でありますけれども、私は皆さんに異議がないかと諮っております。

そういった場合に、その後で、個々で伊藤君の例でもいろいろなものが出てきて、話が流れておるような形でありますけれども、このときに反対の意見は一人もありません。ということは、修正案を出して反対するという方向、それに加えて、少数意見の留保ということに重きを置いて、私はもし反対をするのであれば、その反対の意見の修正案に、賛成者をもって、本会議において少数意見の留保ということで発言できるということの説明をしております。これは、各委員会の中で全員で諮ったことであります。そういう中で進めてきた中で、きょう、日比君は先ほどの一般会計の話の中で、そういった修正案を出さずに反対をしております。

これはあくまでも、私としては、反対、賛成はいざ知らず、副議長という職にある人が、そういった決め事、また議員必携に載せてあるようなことも守れんようでは困りますので、これは副議長としての道義的責任を負ってもらいたいと、こういうことで提案しました。

○議長（立川良一君） それでは、日比玲子議員の退場を求めます。

〔10番 日比玲子議員 退場〕

○議長（立川良一君） それでは、副議長の不信任決議をすることの動議を議題として採決をします。

これから動議を採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入り口を封鎖します。

〔議場閉鎖〕

○議長（立川良一君） ただいまの出席議員は9名であります。

次に立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に安藤浩孝君及び伊藤経雄君を指名します。

投票用紙を配付します。

本件に賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載をお願いいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（立川良一君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（立川良一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（立川良一君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 投票漏れはなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。安藤浩孝君及び伊藤経雄君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（立川良一君） 投票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票7票、無効投票は2票であります。有効投票のうち、賛成2票、反対5票。

以上のとおり、反対が多数であります。

動議は否決されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

〔10番 日比玲子議員 入場・着席〕

○議長（立川良一君） 日比議員にお伝えをいたします。

投票の結果を報告します。

有効投票のうち、賛成2票、反対5票で動議は否決をされました。以上です。

---

#### 日程第12 議案第17号から日程第15 議案第20号まで

○議長（立川良一君） 日程第12、議案第17号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてから日程第15、議案第20号 平成26年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてまでの4議案を一括議題とします。

付託をしました案件について、厚生都市常任委員会における審査の経過並びに結果の報告を求めます。

厚生都市常任委員長の登壇を求めます。

伊藤君。

○厚生都市常任委員長（伊藤経雄君） それでは、特別会計予算について、私ども厚生都市常任委員会に付託されました議案第17号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてであります。

国民健康保険税の限度額、国民健康保険税の減額基準について質疑があり、国民健康保険税の限度額については、4月1日より4万円増額し年間81万円に、国民健康保険税の減額については、基準が緩和され、対象者が増加する旨の答弁がありました。

また、保健事業について質疑があり、特定健診によって生活習慣を見直し、将来の重病化の防止を図り、がん検診等によって病気の早期発見、早期治療を図っている旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、日本は国民皆保険のため、国民健康保険に自営業者、無職者、年金生活者等が加入している。国がもっと国保を助成して国民健康保険税を下げ、加入者が安心して医療にかかれるようにすべき旨の反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてであります。後期高齢者医療保険について質疑があり、賦課限度額が55万円から57万円になり、均等割額、所得割額も値上げされる。また、保険料軽減対象者が拡充される旨の答弁がありました。

以上で質疑が終わり、討論に入り、保険料が値上げされる中、年金が削減され、高齢者が安心して老後を送ることができない旨の反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成26年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてであります。

下水処理場管理委託料について、樹木管理委託費の内容とその内訳について質疑があり、委託内容について、各委託項目及び数量について説明があり、この委託費に関して、今後委託業者と内容の変更など検討する旨の答弁がありました。

次に、汚泥の発生量、特別技術管理委託料の関係についての質疑があり、当初、契約時のグラウンドルールにより特別技術管理料の算定が行われており、汚泥の発生量により、特別技術管理料が変わる旨の答弁がありました。また、この契約相手及び契約間についての質疑があり、岐環協及び株式会社富士との三者契約を行い、期間は10年である旨の答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、平成26年度北方町下水道事業特別会計予算について、消費税の改正に伴う料金改定と処理場管理委託費について反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成26年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてであります。

漏水修繕については、以前に修繕と動力の費用対効果を見て修繕を行うとの答弁があり、今後の漏水修繕の方針についての質疑があり、電気料金等の値上げなどもあり、動力費も高騰していることから、今後定期的な漏水調査と修繕を行うとの答弁がありました。

また、関連して、現在の有収率について質疑があり、平成23年度の60.4%から今年度は70%を超える有収率であるとの答弁でありました。

次に、水道料金について、消費税の改正に伴いどのくらい料金収入が上がるのかの質疑があり、平成25年度と比較して、予算総額で約480万円ほどあるとの答弁がありました。

次に、全国的に地方自治体の給水量が減少傾向にあり、地方自治体でおいしい水としてペットボトルが販売されていたが、当町もこのように北方の水としてアピールする考えはあるかとの質疑があり、現在、市場調査から飲用の水を別で購入される傾向がふえていることもあり、給水量でPRすることは必要であり、検討したいとの答弁がありました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、平成26年度北方町上水道事業会計予算の消費税改正に伴う料金の値上げを理由に反対討論がありましたが、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（立川良一君） 以上で常任委員長の報告を終わります。

議案第17号 平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについての委員長報告に対して質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終結します。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、議案第17号、平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算書に反対をいたします。

26年度は保険税率は変わらないということですが、最高限度額は4万円上がって77万円から81万円になります。日本は皆保険制度のため、どれかの保険にみんながそれぞれ入らなくてはなりません。国保の加入者は、自営業であるとか無職、あるいはパート、年金生活者で、約5,376人加入しているということですが、法定減免での7割が744世帯、5割が1,871世帯、2割は235世帯で2,950世帯です。つまり、40.1%はこういった軽減を受けることになっています。70歳から74歳は今まで1割凍結であったのが、これが徐々に2割になります。国の国民健康保険条例では疾病予防のことが書かれていて、住民福祉課のほうで、病気にならないために予防をやっているのでもいいということでありましたが、私は、国保を値上げしないためにも、ぜひもう少しきちっと予防を徹底すべきだと思います。窓口負担を重くすれば、早期発見や早期治療と混乱して、病気は重度化して、医療費は増大をすと思います。

国は、もっとこうした地方にお金を回すべきだと思うし、そしてまた加入者が安心して医療にかかれるようにすべきだという思いで反対をいたします。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 議案第17号、平成26年度北方町国民健康保険特別会計予算に賛成の立場から討論に参加します。

国民健康保険は、国民皆保険制度の中核を担う重要な役割を果たしていますが、急速な高齢化や医療の新技术の導入など、取り巻く環境が大きく変化をする中で、医療費の増大は避けられない事実であります。一般的に高齢者は現役世代と比較すると収入が低く、医療を必要とする頻度が高くなります。そのため、国民健康保険事業は、今後においても非常に厳しい財政運営が強いられているのであります。

国におきましては、平成25年度の国民の医療費は約42兆円であります。うち、国の負担は約16兆円となっておりますが、26年度では、医療費ベースで1兆3,500億円の増額が予測されており、

国の負担増は3,500億円、地方の負担増が1,600億円の増額になると予測しております。給付が増額することで足りない分は国債発行で実質補ってきたところではありますが、国の借金は1,000兆円を超え、将来世代への先送りが限界になってきていることから、税と社会保障の一带改革として消費税の増税が実施される所であり、27年度から介護保険改革、高額医療費改革等の抑制策も打ち出されている所でもあります。

このような状況下の中、当町の平成26年度国民健康保険特別会計予算では、保険税率を変えることなく、必要とされる税収が確保されております。本来は、特別会計がある以上、原則として、加入者同士の支え合いを基礎とした保険制度した中で独立した中で、健全で安定した財政運営を目指すことが必要であります。歳入総額22億1,713万4,000円に占める国民健康保険税は5億6,082万円、25.29%にすぎません。残りの74.71%は国民健康保険の制度上、国や県、町とほかの健康保険組合から資金を融通してもらい成り立っている所でもあります。主な歳出は、保険給付費、一般被保険者医療療養給付費であります。予算額12億3,386万円は、前年度対比5,593万円の増額で高い伸びを見ますが、保険給付費全体では、退職被保険者で4,826万円の減額を見込み15億1,003万円とし、前年度対比292万円の微増と予測されており、歳入歳出総額を前年度対比275万円の微増とし、前年度とほぼ同額の予算が計上されております。基金からの6,700万円を繰り入れ、財源を確保したことで、昨年に続き保険税率を据え置かれたことは評価でき、本予算に賛成とする所でもあります。

しかしながら、この先、当町におきましても、医療費の膨張はとどまることがありません。したがって、加入者の負担増を抑制する努力が今以上に必要になります。それには、町民に厳しい国保の財政環境を徹底周知することで、健康や食事の指導、あるいは予防健診医療をさらに推進することです。そして、効率的な事務執行やレセプト審査の厳格化等により、歳出の抑制に努めていただくことです。町民一人一人が強い自覚と正しい知識を持つことで、医療費を適正化していくことが今後の課題であると思っております。

以上の観点から、国保会計を取り巻く財政状況は極めて厳しい状況にある中で、一般財源から法定外の繰り入れも行わず、基金で足らずまいを確保されておりますが、25年度からの繰越額を2億円ほど見込んでいるとの説明を受け、基金残高6,300万円ほどを合わせ考えると、国よりは少しの余裕もうかがえる所でもあります。今後におきましても、保険料の適正な課税徴収に努められ、町民の命と健康を守る観点から、より一層国保財政の健全化に努めていただくことを申し添えて、原案に対して賛成をいたします。

委員各位の御賛同を心よりお願いをいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終結します。

これから採決をします。

議案第17号に対する委員長の報告は可決であります。議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立7名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第18号 平成26年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについての委員長報告に対し、質疑を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 私は、岐南町で行われた傍聴に出かけていたわけではありますが、この予算に対して、まず反対したいと思います。

この予算は、今年度、保険料が26年、27年、2年に1遍改正になりますが、値上げをするということでもあります。高齢者1人当たりの医療費の増と若い人の減少で保険料が上がることはわかります。それで、均等割が4万6,650円から4万8,360円、所得割が7.83%から7.99%になり、1人当たりの平均で1,710円上がるということでもあります。5割・2割の軽減制度もつくられたわけではありますが、これはちょっとよくわかりません。どれだけ軽減するのかわからなかったんですが、75歳になれば、今の保険から外して、1人でも後期高齢者保険に入らなくてはなりません。そして、この保険制度ができたときに、この制度はうば捨て山とか、あるいは若い人とは違う、例えば注射などをやっていたわけですが、医療差別が今も行われています。高齢者は年金も下がってきていますので、やっぱり私は、こうして日本の高度経済成長を支えた高齢者たちに安心して老後を送ってほしいという思いで、この後期高齢者医療特別予算書には反対をいたしたいと思います。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 私は、議案第18号、後期高齢者医療特別会計に反対の立場から討論に参加をいたします。

この予算は、総額1億6,632万円、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1億5,682万円であります。ほぼ納付金でありまして、この広域連合は、県条例の中にある予算であります。したがって、条例に反する反対意見でありますから、到底認めるわけにはまいりません。

この予算は、反対とか賛成する予算ではないわけでありまして、全く県の負担金を求められた部分払う予算として、私は賛成をいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終結します。

これから採決を行います。

議案第18号に対する委員長の報告は可決であります。議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第18号は委員長の報告のとおり可

決されました。

議案第19号 平成26年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについての委員長の報告に対して質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 議案第19号の北方町下水道特別会計に反対をいたしたいと思います。

委員会が終わった後に私は現場を見てきましたが、高木が125本もあると言われたんですが、本当にあるのかちょっと疑問に思いました。

それで、消費税が4月から8%へ、水道料金も値上げをされるということで、連動して下水料金も上がります。グランドルールに関しては、最初、岐阜県も入って3部長通達がなされ、10年はそのままであったわけですが、11年目から各市町でということになり、町も再度の調印をいたしました。

本年度、事業者に対しては、町が下水道を進める分、くみ取りなどがなくなるために補償をしてきたわけでありますが、それもちょっと調べてみますと、補償ではなくて、契約したらどうかということになりました。委員会で聞いたところによりますと、3者契約ということであります。普通の小売事業であれば、町と業者2者で入札をするわけですが、岐環協が入っているということで、ちょっとおかしいのではないかと考えています。

そして、これは随契でいつも行われているということであります。それから、樹木や特別管理料が向こうの言うがままになっていると私は考えています。圧力に屈することなく、正々堂々とやるべきではないかと考えて反対をいたします。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 議案第19号、平成26年度北方町下水道事業会計予算に賛成の立場から討論をいたします。

当町の下水道は、近年の都市化による人口の増加や生活形態の変化により、河川の汚れなど、環境の悪化が深刻な問題となってきたことから、生活環境の改善と快適さの向上のため、平成3年に事業着手され、平成10年4月から供用開始された当町の下水道事業は、現在ではほぼ全域で整備が完了しております。水洗化率は80%に達し、都市の健全な発達と公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全に寄与しているところであります。

提案されました平成26年度の予算では、歳入総額6億9,854万円で、そのうち使用料が2億5,715万円、前年度対比950万円の増額が見込まれております。一般会計からの繰入金3億3,900万円は、前年度より1,500万円を増額し、新たに2,690万円の借り入れを起こされたことで、期末の下水道債の残高は42億5,927万円を見込まれております。

歳出では、公債費が4億132万円で、予算の57.45%を占めており、大きな負担となっております。

すが、今日まで順調に返済がなされており、残高は計画どおり減少しております。このまま推移すると平成40年度には2億円を切り、平成46年度には財政融資、公庫からの借入金が完済し、平成48年度には完済するとした財政計画は評価するところであり、町民の快適で豊かな生活を保障するための事業の継続に要する予算として賛成をいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから採決をします。

議案第19号に対する委員長の報告は可決であります。議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[起立8名]

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

議案第20号 平成26年度北方町上水道事業会計予算を定めるについての委員長報告に対して質疑を求めます。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終結します。

討論を行います。

日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 平成26年度北方町の上水道事業会計予算書に反対をしたいと思います。

これは、消費税を5%から8%に値上げされるために、消費税分が水道料金に転嫁されているということで反対をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 議案第20号、平成26年度北方町上水道事業会計予算に賛成の立場から討論に参加をいたします。

当町の上水道は、清流根尾川流域の恵まれた地下水を水源とし、近隣市町に先駆けて昭和47年3月に上水道事業として認可を受け、昭和50年4月に給水を開始されました。快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設整備は、給水人口、使用水量の増加とともに、拡張工事がなされてきたところであります。

現在は、給水人口、24年度末で1万7,389人、給水件数6,819カ所、給水率94%で、住民に安全な水を豊富に供給されているところであります。

平成26年度の上水道事業予算、3条予算では、営業収益を1億6,342万円見込み、事業収益を1億7,636万円とし、かかる水道事業費用を1億6,407万円とされ、差し引き1,229万円で、純利益1,023万円を見込まれています。

一方、4条予算では、資本的収入を3,533万円、資本的支出が1億258万円とし、不足額を6,725万円の予算が計上されていますが、過年度分損益勘定留保資金5,628万円と当年度分の損益勘定留保資金783万円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額313万円で補填され、

収支を保っています。実際のお金の流れであるキャッシュ・フローでは、業務活動では4,520万円で、営業収益は大変優秀であります。投資活動では4,032万円の流出、財務活動で2,137万円の流出を予測され、26年度予算では、期末資金残高が1,649万円流失とし4億4,977万円としております。このように、良好な企業の内容から今年度も水道料金は据え置きされ、他市町と比較して低料金である本町の水道料金は、長期にわたり維持されておりますことは、当局の御努力のたまものと提案されました予算案には賛成をいたします。

加えて、日比議員に対して一言申し上げておきたいと思っております。

日本国憲法下では、法律は国会の両院で可決されることによって成立する法形式であります。地方特別法の場合を除き、可決された時点で法律は成立をします。この法律の形式的効力は、国の最高法規たる憲法より下位であり、行政機関が出す政令、省令、最高裁判所規則、地方自治体の議会が定める条例より上位であるとしております。したがって、法律は、政府が権力を使って国民に法を守らせ、守らない国民に対して刑罰などの制裁を科すことができるとする一般社会のルールであります。ルールによって社会の秩序が守られているのでありますから、従うことは国民の義務であります。

また、法律は行政のためにつくられていることを忘れてはなりません。その法律の改正、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律により消費税法の一部が改正され、26年4月から消費税率が8%に改正されるのであります。

本予算に反映されていることは、法律に基づき、かつ法律に違反してはならないという原理から当然の措置であります。議員は法をつくり、守らせる立場にあるにもかかわらず、日比議員の論法は、従うことけしからん、法律に反して消費税を上げるなどということは、法に従わず、罪を犯せと言っていることであります。筋の通らない論法は、反対する理由以下にかかわらず、慎重に選ぶべきであり、今後は謹んでいただくことを進言しておきます。

議員各位におかれましては、御賛同いただけますようよろしくお願いをいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終結します。

これから採決します。

議案第20号に対する委員長の報告は可決であります。議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決をされました。

ここで、町長から議案第21号 工事請負契約の変更についてが上程されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議はありますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。議案第21号は日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定をいたしました。

---

## 追加日程第1 議案第21号

○議長（立川良一君） 追加日程第1、議案第21号 工事請負契約の変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（室戸英夫君） それでは、お許しをいただきましたので、今議会の追加提案として議案第21号 工事請負契約の変更について御提案を申し上げたいと思います。

これは、現在行っております町道500号線ほか3路線の道路改良工事の請負契約期間の変更をお願いすることになるわけでございます。当初予定をいたしておりました3月20日までの工期の期間を3月27日まで変更をお願いしたいとするものでございます。

主な理由につきましては、道路工事の途中に、その工事区間にガス管の入れかえをしたいというガス会社から申し入れ等を受け入れておまして、そのガス管の入れかえ工事を行っておりますうちに、予定をいたしました3月20日までの工期に、雨天等の関係でずれてまいりましたので、大変恐縮でございますけれども、21日まで工期を延長させていただきたいということでございます。

大変申しわけございませんが、よろしく御審議をいただいて、御賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） これから質疑を行います。

戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 3月20日を27日に延ばすと、理由は今お聞きしたとおりですが、きょうは3月20日なんですよ。そうすると、この工事はきょう終わる予定で今まで出されなかったということがうかがえるわけなんですけれども、27日ということは1週間を要するわけでありまして、本日から。とすると、この議会のもう少し前で、本日の昼過ぎに急遽出されるようなことはなく、二、三日前に当然予測ができたことだと思うわけでありまして。実際に何日工事がおくれておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 大変申しわけございませんが、工事のおくれといたしましては、きょう雨が降りまして、きょう据えつけ完了と舗装を予定しておりましたが、この天気ですぐ据えつけと舗装が、申しわけございませんが、できなくなりましたので、据えつけにつきましては明日、天気がよければ行う予定をしております。舗装につきましては、業者のほうで混んでおまして、あさって行うというようなことで、工事完了は、予定といたしましてはこの金曜日、土曜日で完了を見越しておりますが、何らかのふぐあいによって工期が延びるおそれがありますと、また皆様をお願いをさせていただかないかんとということで、今回お願いさせていただきますのが27日までとなっておりますので、大変申しわけございませんが、ひとつよろしくようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 万が一、きょう午前中で議会が閉会して、議員さんがおうちに帰られたと。議会はもう閉会しておりますから、招集をかけるのには3日前と決まっております。これは日にちがきょうですから、あした以降は招集がかけられません。そういった場合、どうされるおつもりでしたか。議決が得られない場合、どうするおつもりですか。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 大変申しわけないですけど、こういう状況に陥りましたので、皆様に今回お願いしておりますので、何とか御理解をいただきたいと思っております。

○8番（戸部哲哉君） 違う、どうなるかということ聞いておる。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 議員さんおっしゃられるとおり、この天候で工期内に完成するということが不可能となりますので、何らかの私どもの処分が下ると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（立川良一君） 戸部哲哉君。

○8番（戸部哲哉君） 執行できなくなるんですね。そういうことを考えると、まさか昼御飯を食べてこの役場へ来たときにこういう追加提案が出てくるとは、当然これは必要なことですから通さなきゃいけません、システム的に不可能になった可能性が非常に高いんですね、この議決を得ることが。ですから、やっぱりもう少しこういうところは慎重になされることを提言だけしておきまして、質問を終わります。

○議長（立川良一君） 坂口都市環境農政課技術調整監。

○都市環境農政課技術調整監（坂口雅紀君） 大変申しわけありませんでした。

本来なら朝に出させてもらうべきだったと思います。

○議長（立川良一君） 質疑を終結します。

討論を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了をいたしましたので、町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長（室戸英夫君） 御挨拶を申し上げます前に、ただいま御決定をいただきました議案第21号につきまして、大変不手際が生じました。これは監督する立場にありました私が全責任を負わな

ければならないことだというふうに思っておりますけれども、毎日の仕事の中でいかに現場が緊張感を欠いて仕事をしておったかということの、ある意味証左でございますので、今後は二度とこういうことの起きないように、しっかりと職員に徹底をしながら、また私も十分監視の目を光らせて、御迷惑をかけないようにさせていただくつもりでございますので、どうぞお含みおきをいただいて、お許しをいただきたいと思っておりますのでございます。

それでは、第2回定例議会が閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

3月3日から本日20日までの長い時間にわたりまして、平成26年度一般会計予算を初め、15案件に上る議案審議をお願いさせていただきました。いずれの議案につきましても、提案どおり御決定をいただきましたことに心から感謝をし、厚く御礼を申し上げたいと思います。

とりわけ一般質問では、今後の財政見通しと厳しさを増す財政運営について、真摯な御質問と激励をいただきました。また、ふるさと納税への実行をあらしめる取り組み方法、さらには太陽光発電による終末処理場の有効利用など、収入の確保につきましても極めて建設的で示唆に富んだ御教示をいただくことができました。大変ありがたいことだと思っております。

一方、防災対策や空き家対策、学校教育についても適切な御指導をいただきました。今後厳しい財政状況が予想されます。こうした問題意識を議員の皆さんとともに共有をさせていただくことは、私どもにとりましては、この上もないうれしいことございまして、議会と一体になって、文字どおりチーム北方で今の時代を乗り切ることの勇気をいただいた感を強くした次第でございます。

今後は、財政におきましては、その原則であります厳しい情勢でありますからこそ、入りをはかりて出るを制する行政改革を一段と取り組んでまいりたいというふうに思っております。

実は、議員の皆さん方のお話を拝聴しながら、私は、オーストリアの経済学者でありますヨーゼフ・シュンペーターの租税国家論というものを思い起こしておりました。シュンペーターによりますと、民主主義は、国家の活動に必要な資金を国民の租税によって調達をするという原理であります。国民がみずから税を払い、国家がそれを使って公共的活動を行い、その恩恵を国民が享受する循環が租税国家であるわけであります。

アメリカの35代大統領、ジョン・F・ケネディは、1961年1月の就任演説で「国があなたのために何をしてくれるかではなく、あなたが国のために何ができるかを考えよう」という有名な演説をして、国民に呼びかけました。恐らくケネディが言わんとすることは、租税国家論の立場から、政府による社会的サービスの拡張を必要とするのなら、それに相当する原資の確保を求めたものだと思われるのであります。最近顕著になってまいりましたし、きょうの議論もそうございましたけれども、公共がしてくれるものなら何でもしてもらおう、何でもただがいいという主張をする一方で、本来、負担すべき消費税などの増税には反対をする、あるいは消費税の中でも非課税取引や減税部分を拡大しようという要求をすることは、私は租税国家論の概念から逸脱をするものではないかということ強く感じたのであります。

むしろ私たちは、自分たちの支払った税金をどのように公共用途に用い、みずからの社会を豊かにしていくか、あるいはどれだけ税金を払って、どのようなサービスを受けるかという枠組み自体をめぐる議論をすべきではないでしょうか。

そして、生活に必要なさまざまな財、サービスの獲得について、政府による公共な供給と消費とのバランスをどうとるか、自覚的に考える必要ではないかと思った次第であります。

いずれにいたしましても、求めている限り、絶対に喜びとか感謝の心は育ちません。むしろ次々と欲望をエスカレートして永遠に求め続ける。つまり、自分以外を愛せない我欲に狂う個人主義社会へと変容する傾向は、本当の意味での自由や平等、民主主義とは無縁の思想だと私は思っております。民主政治に参加している私たちは、民主政治においては、理念と理想を大事にしなければなりません。しかし、同時に理想になかなか近づけないことも耐えなければなりません。大事なことは、どこまでできたかではなく、どこに向かって進むかという方向性であると思えます。

人間都市・公園都市を目標にして、その方針を議会はもちろん、町民の皆さんに支持していただいて、次の段階においてより早く、より徹底的にこの目標を実現するための努力を払うことが、厳しい現実の中で私に課せられた責務であることを痛感した次第でございます。

提案説明の折にも申し上げましたけれども、まさにこの26年度は、本町の都市戦略の基本である新庁舎建設を含む都市再生整備事業にとっては重要な年度なのであります。議員各位の従来にも増した御協力をお願いする次第であります。

やがて4月でございます。議員の皆さん方のくれぐれも御自愛をお願いして、閉会に当たりましての御挨拶にかえさせていただきます。大変ありがとうございました。

---

○議長（立川良一君） 本定例会に付された事件は全て終了をいたしました。

平成26年第2回北方町議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後2時49分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成26年3月20日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員